

意見の要旨と意見に対する警察本部の考え方について

1 賛成意見（14件）

	意見の要旨	警察本部の考え方
1	地域から暴力団を排除してほしい。 県民がもっと暴力団排除に関心を持って取り組むべき。県内から全ての暴力団事務所がなくなることを望んでいる。	貴重なご意見を踏まえ、条例の早期制定、施行に努めるとともに、県民等が一体となって、暴力団を社会の場から孤立させる体制を整備し、社会全体からの暴力団排除を推進していきたいと考えております。
2	条例を作り、暴力団を排除し、市民を暴力から守ってほしい。	
3	暴力団が鳥取県からいなくなるよう、暴力団に厳しい条例にしてほしい。一日も早く条例ができることを望んでいる。	
4	「社会」対「暴力団」へと暴排活動を転換していくという考えに賛成する。	
5	条例案は大変意義があり、早い施行に期待する。	
6	安心して暮らせる世の中になってほしい。 暴力でことをおさめようとすることに怒りを感じている。条例の制定を願う。	
7	条例制定は、暴力団の壊滅及び県民の安全で平穏な生活を確保するために是非必要。早期成立を期待している。	
8	条例の早期制定を望む。	
9	暴力団完全排除のためには、財源と条例の双方が必要だということを国民に認識させるべきです。	
10	暴力団排除条例を制定することにはもちろん賛成する。	
11	条例制定に賛成です。	
12	条例案に賛成です。	
13	今回の条例制定については、暴力団の活動に制約を加えることとなり、賛成します。	
14	直接暴力団と関わることは今までなかったが、このような条例ができることで暴力団の活動が排除でき、安心して生活が送れるのであればいいことではないかと思う。	

2 条例の強化等を望む意見（14件）

	意見の要旨	警察本部の考え方
1	暴力団は社会の隅々に浸透している。条例を早く制定して、暴力団にお金を出している飲食店や風俗店等は、もっと厳しく取り締まってほしい。	暴力団と共生し、暴力団の運営や活動を助ける者等については、本条例による規制の対象とすることとしており、実効性のある条例の制定により、社会からの暴力団排除に努めてまいります。
2	お祭りで暴力団を利用したり、暴力団の露店を出させないようにすべきではないか。	公共性の高い祭礼等からの暴力団排除に関しましては、祭礼等の健全な運営、参加者の安全確保のほか、暴力団の資金源を遮断するという観点からも、ご意見の内容を検討し、条例制定の参考とさせていただきます。
3	公衆浴場等に入浴する刺青のある人を、条例で排除できないか。	公衆浴場等への立ち入りを一律に禁止することは、人権上の問題もあることから、本条例には規定しておりません。 なお、今後とも公衆浴場等の暴力団の利用につきましては、施設の管理者等に対して、暴力団の排除を働きかけてまいります。
4	暴力団事務所の開設・運営禁止の範囲が200メートル周囲では狭いと思う。せめて1キロメートルの区域内とすべきではないか。	規制区域につきましては、善良な風俗環境を保持し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することを目的とした「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」など、他の法令との整合性を考慮しながら禁止区域を検討したものであります。
5	暴力団事務所の開設・運営禁止の範囲が200メートル周囲ではあまりに近すぎであり、もっと広く500メートルの区域内と変更できないか。	また、暴力団事務所の新規開設・運営については、特定施設（学校、児童福祉施設等）周辺における禁止事項のほか、不動産契約に関する禁止事項等を設けることとしております。
6	県内すべての場所での暴力団事務所の開設・運営を禁止すべきである。	

7	<p>利益供与の禁止について、調査・勧告のような、なまやさしいことでは一つも変わらない。行政罰である過料に処するなど、もっと厳しくしてください。</p>	<p>「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」を始めとする他の法令の罰則規定との整合性を考慮し、暴力団に金品等を提供した事業者に対しては、まずは是正勧告し、勧告に応じない悪質な事業者は、その事実や会社名等を公報等に公表する措置を執ることとしております。</p>
8	<p>暴力団事務所の開設・運営禁止の罰則が1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を処すとあるが、これがどの程度の抑止力になるか甚だ疑問であり、もう一步踏み込んだ条例にならないか。</p>	<p>罰則につきましては、他の法令や条例の罰則規定との整合性などを考慮しながら検討したものであります。</p>
9	<p>暴力団に対してまだまだ甘すぎると感じる。罰則と罰金を増やすべきである。</p>	
10	<p>暴力団を社会から排除するためには、もっと規制や罰則を厳しくしてもいいくらいだと思う。</p>	
11	<p>学校教育においても、暴力団の社会悪について勉強の中に取り入れるべきである。</p>	<p>暴力団の悪質性や、暴力団への加入防止などの指導につきましては、教育機関との連携をはかりながら、学校における薬物乱用防止教室及び非行防止教室等の機会に併せて実施することとしております。</p>
12	<p>義務教育分野では暴力団の活動実態を教え、反社会的勢力団体を利用すれば社会的制裁を受け、生活できなくなることを学ばせる必要がありますが、そのためには警察から教員に対する暴力団講習が必要になります。</p>	
13	<p>暴力団の組名、事務所の所在地、構成人員、フロント企業、協力団体等をインターネットで公開することが必要ではないか。</p>	<p>暴力団等反社会的勢力に関する情報につきましては、可能な限り情報の提供を行ってまいります。</p>
14	<p>県内に存在する反社会的勢力の団体名、住所などは県民に周知されていないと考える。 公表することができるのかどうか、できないのであればどのように県民に周知するのか。</p>	

3 その他の意見（6件）

	意見の要旨	警察本部の考え方
1	この条例で一番大事なことは被害者への保護対策です。取り締まることばかりで保護内容の明記が少ないのではないかと。	保護措置につきましては、暴力団等による犯罪の被害者、関係者及び暴力団排除のための活動に取り組んだこと等により、暴力団から危害を加えられるおそれのある方に対し、警察官による立ち寄り警戒や緊急通報装置の設置など、必要に応じた措置を講ずるなど、万全を期すこととしております。
2	暴力団を孤立させ、県内から追い出すということを目的とした条例なのか。県民にとって暴力団は怖いものであり、基本理念に書かれても守れないのではないかと。	この条例につきましては、暴力団の排除に関し、県民等が、暴力団が県民の生活や社会経済活動に不当な影響を生じさせる存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、及び暴力団を利用しないことを基本として、県民等が一体となった暴力団排除活動を推進していくことを基本理念とし、県民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的としております。
3	条例の概要や基本理念等、もっと詳しく教えてください。	
4	民間人の暴力団に対する理解が低すぎる。暴力団に対する排除は、より多くの一般人に正しい情報を提供することである。	暴力団に関する情報提供につきましては、可能な限り、情報の提供を行ってまいります。
5	ペナルティーとしての公表のあり方は、官公報のみでなく、マスメディアを使って行えば、青少年への理解も深まると思う。	公表のあり方につきましては、公報のほか、ホームページでの公表を行うことについても検討しております。
6	昔のような義理人情のないビジネスヤクザが増えているのは確かだが、警察も襟を正して国民の信頼を取り戻してからの話である。	県民の安全と安心を守るため、各種警察活動を強化してまいります。

4 反対意見（0件）